

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節～第 5 節 [略]</p> <p>第 6 節 ゴルフ場利用税（第44条—<u>第52条</u>）</p> <p><u>第 7 節 自動車取得税（第53条—第59条）</u></p> <p><u>第 7 節の 2</u> [略]</p> <p>第 8 節 自動車税（<u>第64条</u>—第68条）</p> <p>第 9 節 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（申告書等への個人番号等の記載を要しない場合）</p> <p>第 7 条の 3 条例第 6 条の 2 に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） 自動車取得税及び自動車税（新規登録分に限る。）の申告書等</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（調定）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局長は、証紙徴収の方法により納付された<u>自動車取得税額、自動車税額及び狩猟税額</u>に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳出から一般会計の歳入に振り替え、調定決定書により調定しなければならない。</p> <p>（<u>自動車税</u>に係る第二次納税義務の免除の申告手続）</p> <p>第 9 条の 2 法第145条第 2 項に規定する自動車（以下この条において「所有権留保付自動車」という。）の売主は、法第 11 条の 9 第 3 項に規定する<u>自動車税</u>に係る第二次納税義務の免除の申告をしようとするときは、別に定める様式による<u>所有権留保付自動車に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書</u>に、次に掲げる書類又はその写しを添付して、局長に提出</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章 普通税</p> <p>第 1 節～第 5 節 [略]</p> <p>第 6 節 ゴルフ場利用税（第44条—<u>第59条</u>）</p> <p><u>第 7 節</u> [略]</p> <p>第 8 節 自動車税（<u>第63条の 5</u>—第68条）</p> <p>第 9 節 [略]</p> <p>第 3 章～第 5 章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（申告書等への個人番号等の記載を要しない場合）</p> <p>第 7 条の 3 条例第 6 条の 2 に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） [略]</u></p> <p><u>（3） 自動車税（新規登録分に限る。）の申告書等</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（調定）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 局長は、証紙徴収の方法により納付された<u>環境性能割額、種別割額及び狩猟税額</u>に相当する額を証紙収入整理特別会計の歳出から一般会計の歳入に振り替え、調定決定書により調定しなければならない。</p> <p>（<u>種別割</u>に係る第二次納税義務の免除の申告手続）</p> <p>第 9 条の 2 法第147条第 1 項に規定する自動車（以下この条において「所有権留保付自動車」という。）の売主は、法第 11 条の 9 第 3 項に規定する<u>種別割</u>に係る第二次納税義務の免除の申告をしようとするときは、別に定める様式による<u>所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書</u>に、次に掲げる書類又はその写しを添付して、局長に</p>

しなければならない。

(1)～(4) [略]

(納税の告知)

第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 証紙徴収又は条例第104条の3の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 別に定める様式による納税の告知書

(領収証書の交付)

第11条 出納員は、徴収金（証紙徴収の方法による自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る徴収金を除く。）を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に別に定める様式による領収証書を交付しなければならない。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に別に定める様式による領収印を押印して、これを交付することができる。

(納税証紙印の形式)

第28条の2 条例第93条第1項に規定する自動車取得税納税証紙印及び条例第104条の2第1項に規定する自動車税納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第3のとおりとする。

(始動票札の形式)

第28条の3 条例第94条第1項（条例第104条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する始動票札の形式は、別表第3の2のとおりとする。

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第28条の4 条例第93条第2項（条例第104条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(始動票札の取扱手数料の交付)

第28条の6 収納計器取扱人に対しては、始動票札の取扱手数料（以下「手数料」という。）として、当該年度において当該収納計器取扱人に売り渡した始動票札の代金の総額を、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に定める率を順次適用して計算した額の合

提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(納税の告知)

第10条 法第13条の規定による納付又は納入の告知は、次の各号に掲げる徴収金について当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 証紙徴収又は条例第107条の12の方法によって徴収する税に係る不足税額及び当該不足税額に係る延滞金 別に定める様式による納税の告知書

(領収証書の交付)

第11条 出納員は、徴収金（証紙徴収の方法による環境性能割、種別割及び狩猟税に係る徴収金を除く。）を領収したときは、当該徴収金を納付又は納入した者に別に定める様式による領収証書を交付しなければならない。この場合において、当該徴収金が納付書又は納入書によって納付又は納入されたときは、領収証書に別に定める様式による領収印を押印して、これを交付することができる。

(納税証紙印の形式)

第28条の2 条例第107条の2第1項に規定する環境性能割納税証紙印及び条例第107条の11第1項に規定する種別割納税証紙印（以下この節において「納税証紙印」という。）の形式は、別表第3のとおりとする。

(始動票札の形式)

第28条の3 条例第107条の3第1項（条例第107条の11第2項において準用する場合を含む。）に規定する始動票札の形式は、別表第3の2のとおりとする。

(収納計器取扱人の指定申請の手続)

第28条の4 条例第107条の2第2項（条例第107条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(始動票札の取扱手数料の交付)

第28条の6 収納計器取扱人に対しては、始動票札の取扱手数料（以下「手数料」という。）として、当該年度において当該収納計器取扱人に売り渡した始動票札の代金の総額を、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に定める率を順次適用して計算した額の合

計額に100分の108を乗じて得た額に相当する金額を交付する。

[略]

2 [略]

(誤表示額の還付)

第28条の7 収納計器取扱人は、条例第90条第1項及び第106条に規定する申告書に収納計器によって自動車取得税額と自動車税額の合計額に相当する金額を超えた額（以下「誤表示額」という。）を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、別に定める様式による誤表示額還付請求書を、所管の局長に提出しなければならない。

2 [略]

(始動票札の返還に伴う還付)

第28条の8 条例第94条第2項ただし書（条例第104条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売り渡しの際既に交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第39条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・地方法人特別税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知しなければならない。

(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)

第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第72条の42、第72条の46第6項又は第72条の47第5項	<u>法人事業税・地方法人特別税の更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書</u>
[略]	
3 政令第24条の3第3項	<u>法人事業税・地方法人特別</u>

計額に100分の110を乗じて得た額に相当する金額を交付する。

[略]

2 [略]

(誤表示額の還付)

第28条の7 収納計器取扱人は、条例第106条第1項及び第107条の13に規定する申告書に収納計器によって環境性能割額及び種別割額の合計額に相当する金額を超えた額（以下「誤表示額」という。）を表示した場合は、始動票札の買受けの都度、別に定める様式による誤表示額還付請求書を、所管の局長に提出しなければならない。

2 [略]

(始動票札の返還に伴う還付)

第28条の8 条例第107条の3第2項ただし書（条例第107条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定により収納計器取扱人から始動票札の返還があったときは、当該始動票札の金額から当該始動票札に係る納税証紙印の押印に係る金額を控除して得た額から当該始動票札売り渡しの際既に交付した手数料のうち当該控除して得た額に対応する手数料の額を控除して得た額に相当する金額を還付するものとする。

(中間申告納付に係る法人の事業税のみならず課税の通知)

第39条 局長は、法人の事業税の中間申告納付をすべき法人が、所定の期間内にその中間申告納付をしなかった場合において、法第72条の26第5項の規定によって同条第1項本文の規定により提出すべき申告書の提出があったものとみなして事業税を課するときは、そのみなした旨を、別に定める様式による法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の中間申告に係るみなす申告通知書により当該法人に通知しなければならない。

(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)

第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第72条の42、第72条の46第6項又は第72条の47第5項	<u>法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書</u>
[略]	
3 政令第24条の3第3項	<u>法人事業税・特別法人事業</u>

、第24条の4第5項若しくは第7項、第24条の4の2又は第24条の4の3第1項若しくは第2項	税の申告納付期限の延長承認（不承認）・取消・変更通知書
[略]	

、第24条の4第5項若しくは第7項、第24条の4の2又は第24条の4の3第1項若しくは第2項	税・地方法人特別税の申告納付期限の延長承認（不承認）・取消・変更通知書
[略]	

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の課税免除を受けることができる者)

第53条 条例第97条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（条例第84条第1項の自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る同法第12条の規定による登録をした者
- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による自動車検査証の記載事項の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。以下この号において同じ。）をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者

(自動車取得税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第54条 条例第97条第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「身体障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「戦傷病者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第97条第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受

第53条から第59条まで 削除

けている者（別表第4において「精神障害者」という。）
 であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同
 表の3の欄に掲げる障害等級に該当し、かつ、障害者の日
 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成
 17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定を受
 けているもの

(2) 知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。
 ）の交付を受けている者（別表第4において「知的障害者
 」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障
 害に応じ、同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するも
 の

（自動車取得税の課税免除申請に係る書類等）

第54条の2 条例第97条第1項第2号の規定による身体障害者
 等に係る自動車取得税課税免除申請書の様式は、別に定める
 様式によるものとする。

2 前項の身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書を
 提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車
 が次の表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる
 区分に応じ、同表右欄に定める書類を添付しなければならない。
 い。

自動車	書 類
1 身体障害者等 のために当該身 体障害者等と生 計を一にする者 が運転する自動 車	(1) 申請者、身体障害者等及び自 動車を運転する者が生計を一にす ることを確認することができる書 類 (2) 次のいずれかの書類 ア 通学、通所、通院又は通勤に 使用する場合にあつては、その 事実を証明する書類であつて別 に定めるもの イ 生業に使用する場合にあつて は、使用する理由及び使用状況 を記録した書類
2 身体障害者等 のみで構成され る世帯の身体障 害者等が所有す る自動車で当該 身体障害者等を 常時介護する者	(1) 身体障害者等のみで構成され る世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者等のみで構成され る世帯全員の身体障害者手帳、戦 傷病者手帳、精神障害者保健福祉 手帳又は療育手帳の写し (3) 運行状況を記録した書類（常

<p>が運転する自動車</p>	<p>時介護する者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり1週間のうち3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。)</p> <p>(4) 1(2)に掲げるいずれかの書類</p>
-----------------	---

第55条 条例第97条第4項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、前条第1項に規定する身体障害者等に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車取得税免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 局長は、第59条に規定する身体障害者等の利用に係る自動車取得税課税免除申請書の提出があったときは、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第97条第1項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(自動車取得税に係る納税済印の形式)

第56条 条例第92条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号によるものとする。

(自動車取得税交付金の交付の通知)

第57条 知事は、法第143条第1項の規定により県内の市町村に対し自動車取得税交付金を交付する場合は、別に定める様式による自動車取得税交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(自動車取得税の減免の申請書等の様式等)

第58条 条例第98条第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車取得税減免申請書とする。

2 前項の自動車取得税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 滅失し、又は損壊した自動車及び当該自動車に代わる

ものとして取得した自動車に係る登録番号及び価額

(2) 減免を受けようとする税額及びその理由

3 第1項の自動車取得税減免申請書には、条例第98条第2項に規定する書類のほか、滅失し、又は損壊した自動車及び当該自動車に代わるものとして取得した自動車に係る自動車検査証の写しを添付しなければならない。

4 局長は、第1項の自動車取得税減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車取得税減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車取得税に係る修正申告書等の様式等)

第59条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第123条第2項	自動車取得税修正申告書
2 条例第95条第2項	譲渡担保財産に係る自動車取得税の納税義務の免除申告書
3 法第125条第5項	譲渡担保財産に係る自動車取得税の徴収猶予通知書
4 法第125条第5項	譲渡担保財産に係る自動車取得税の徴収猶予取消通知書
5 条例第95条第5項 又は第96条	自動車取得税還付申請書
6 条例第97条第1項 第3号又は第4号	身体障害者等の利用に係る自動車取得税課税免除申請書
7 法第129条第4項 、第132条第6項又 は第133条第5項	自動車取得税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

2 前項の表の5の項の自動車取得税還付申請書には、還付を受けることができることを証明する書類を添付しなければならない。

第7節の2 [略]

第8節 [略]

第7節 [略]

第8節 [略]

(環境性能割の課税免除を受けることができる者)

第63条の5 条例第107条の6第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（条例第100条第1項の自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応

じ、当該各号に定める者とする。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車 当該自動車を譲渡した場合で使用者の変更をするときに係る同法第12条の規定による登録をした者

(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による自動車検査証の記載事項の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。以下この号において同じ。）をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者

（環境性能割の課税免除に係る身体障害者等の範囲）

第63条の6 条例第107条の6 第1項第2号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「身体障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の1の(1)又は(2)の欄に定める障害の級別に該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「戦傷病者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の2の(1)又は(2)の欄に掲げる障害の程度に該当するもの

2 条例第107条の6 第1項第2号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「精神障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の3の欄に掲げる障害等級に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定を受けているもの

イ 市町村長から重度心身障害者医療費受給者証その他これに類するものの交付を受けているもの

(2) 知事が交付する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者（別表第4において「知的障害者」という。）であって、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の4の欄に掲げる障害の程度に該当するもの
 （環境性能割の課税免除申請に係る書類等）

第63条の7 条例第107条の6第1項第2号の規定による身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 前項の身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書を提出する場合において、課税免除を受けようとする自動車が次の表の左欄に掲げるものに該当するときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める書類を添付しなければならない。

自動車	書 類
1 身体障害者等 のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車	(1) 申請者、身体障害者等及び自動車を運転する者が生計を一にすることを確認することができる書類 (2) 次のいずれかの書類 ア 通学、通所、通院又は通勤に使用する場合にあつては、その事実を証明する書類であつて別に定めるもの イ 生業に使用する場合にあつては、使用する理由及び使用状況を記録した書類
2 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車	(1) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の住民票の写し (2) 身体障害者等のみで構成される世帯全員の身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し (3) 運行状況を記録した書類（常時介護する者が、申請者のために少なくとも1年間以上の期間にわたり1週間のうち3日以上運転を現に行い、又は行う見込みがあることを1週間を単位として記載したものに限る。）

(4) 1(2)に掲げるいずれかの書類

第63条の8 条例第107条の6第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、前条第1項に規定する身体障害者等に係る自動車税環境性能割課税免除申請書の提出があったときは、当該申請書を提出する際に提示された身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税環境性能割免除申請済印を押印するとともに、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第107条の6第1項第2号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 局長は、第63条の12に規定する身体障害者等の利用に係る自動車税環境性能割課税免除申請書の提出があったときは、速やかに、当該申請に係る自動車の取得が条例第107条の6第1項第3号又は第4号に掲げる自動車の取得に該当するかどうかを審査し、その結果を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

(環境性能割に係る納税済印の形式)

第63条の9 条例第107条第2項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号によるものとする。

(環境性能割交付金の交付の通知)

第63条の10 知事は、法第177条の6第1項の規定により県内の市町村に対し環境性能割交付金を交付する場合は、別に定める様式による自動車税環境性能割交付金交付通知書により当該市町村の長に通知するものとする。

(環境性能割の減免の申請書等の様式等)

第63条の11 条例第107条の7第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税環境性能割減免申請書とする。

2 前項の自動車税環境性能割減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次項において「被災自動車」という。）及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る登録番号及び価額

(2) 減免を受けようとする税額及びその理由

3 第1項の自動車税環境性能割減免申請書には、条例第107条の7第2項に規定する書類のほか、被災自動車及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る自動車検査証の写しを添付しなければならない。

4 局長は、第1項の自動車税環境性能割減免申請書を受理した場合において、減免の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減免に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税環境性能割減免承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(環境性能割に係る修正申告書等の様式等)

第63条の12 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 法第161条第2項	自動車税環境性能割修正申告書
2 条例第107条の4第2項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の納税義務の免除申告書
3 法第164条第5項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予通知書
4 法第164条第5項	譲渡担保財産に係る自動車税環境性能割の徴収猶予取消通知書
5 条例第107条の4第5項又は第107条の5第2項	自動車税環境性能割還付申請書
6 条例第107条の6第1項第3号又は第4号	身体障害者等の利用に係る自動車税環境性能割課税免除申請書
7 法第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項	自動車税環境性能割更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書

2 前項の表の5の項の自動車税環境性能割還付申請書には、還付を受けることができることを証明する書類を添付しなければならない。

(中古商品自動車に係る自動車税の減額の承認等の通知)

第64条 局長は、条例第102条第2項の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当しな

(中古商品自動車に係る種別割の減額の承認等の通知)

第64条 局長は、条例第107条の15第2項の規定による申請書を受理した場合において、減額の承認をし、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により減額に該当

いこととなったときは、その旨を別に定める様式による中古商品自動車に係る自動車税の減額承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（条例第103条の4第3項に規定する規則で定める場合）

第64条の2 条例第103条の4第3項に規定する規則で定める場合は、前年度に自動車税が免除された自動車（別表第4の3の欄に掲げる障害等級に該当する者に係るものとして自動車税が免除された自動車を除く。）について免除を受けた者が前年度に引き続き自動車税の免除の申請をする場合であつて、前年度にした申請と同一の内容（運転免許証の有効期間の更新その他局長が認める軽微な変更以外の変更がない場合を含む。）により申請をするときとする。

（自動車税の課税免除申請に係る書類等）

第64条の3 条例第103条の4第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、条例第103条の4第3項の規定により前項に規定する書類の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税免除申請済印を押印しなければならない。

（自動車税の課税免除に係る金額）

第64条の4 条例第103条の4第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、45,000円に当該各号に定める月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（1）法第150条第1項の規定により課する自動車税（第3号に掲げるものを除く。） 納税義務が発生した月の翌月から当該年度の3月までの月数

（2）法第150条第2項の規定により課する自動車税（次号に掲げるものを除く。） 当該年度の4月から納税義務が消滅した月までの月数

（3）法第150条第1項及び第2項の規定により課する自動車税 納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数

（自動車税の課税免除の承認等の通知）

第65条 局長は、条例第103条第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免

しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（条例第107条の18第3項に規定する規則で定める場合）

第64条の2 条例第107条の18第3項に規定する規則で定める場合は、前年度に種別割が免除された自動車（別表第4の3の欄に掲げる障害等級に該当する者に係るものとして種別割が免除された自動車を除く。）について免除を受けた者が前年度に引き続き種別割の免除の申請をする場合であつて、前年度にした申請と同一の内容（運転免許証の有効期間の更新その他局長が認める軽微な変更以外の変更がない場合を含む。）により申請をするときとする。

（種別割の課税免除申請に係る書類等）

第64条の3 条例第107条の18第3項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳とする。

2 局長は、条例第107条の18第3項の規定により前項に規定する書類の提示を受けたときは、身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の備考欄、精神障害者保健福祉手帳の余白又は療育手帳の予備欄に別に定める様式による自動車税種別割免除申請済印を押印しなければならない。

（種別割の課税免除に係る金額）

第64条の4 条例第107条の18第2項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、43,500円（条例附則第25条の3の適用を受けるものについては45,000円）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を12で除して得た額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（1）法第177条の10第1項の規定により課する種別割（第3号に掲げるものを除く。） 納税義務が発生した月の翌月から当該年度の3月までの月数

（2）法第177条の10第2項の規定により課する種別割（次号に掲げるものを除く。） 当該年度の4月から納税義務が消滅した月までの月数

（3）法第177条の10第1項及び第2項の規定により課する種別割 納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数

（種別割の課税免除の承認等の通知）

第65条 局長は、条例第107条の16第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課

除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

2 局長は、条例第103条の2第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

3 局長は、条例第103条の4第3項、第103条の5第2項又は第103条の6第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を自動車取得税・自動車税課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

(自動車税の訂正の通知)

第66条 局長は、自動車税を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による自動車税訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知しなければならない。

(自動車税の軽減の申請書等の様式等)

第67条の2 条例第103条の7第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税軽減申請書によるものとする。

2 前項の自動車税軽減申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 第1項の自動車税軽減申請書には、条例第103条の7第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 局長は、第1項の自動車税軽減申請書を受理した場合において軽減の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税軽減承

税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

2 局長は、条例第107条の17第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認した後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

3 局長は、条例第107条の18第3項、第107条の19第2項又は第107条の20第2項の規定による申請書を受理した場合において課税免除の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により課税免除に該当しないこととなったときは、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税種別割課税免除承認（不承認）・取消通知書により、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその旨を別に定める様式による自動車税環境性能割・種別割課税免除承認（不承認）により当該申請者に通知しなければならない。

(種別割の訂正の通知)

第66条 局長は、種別割を課した後において、その税額を増額し、又は減額したときは、別に定める様式による自動車税種別割訂正通知（納税の通知）書により当該納税者に通知しなければならない。

(種別割の軽減の申請書等の様式等)

第67条の2 条例第107条の21第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による自動車税種別割軽減申請書によるものとする。

2 前項の自動車税種別割軽減申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) [略]

3 第1項の自動車税種別割軽減申請書には、条例第107条の21第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) [略]

4 局長は、第1項の自動車税種別割軽減申請書を受理した場合において軽減の承認をしたとき、若しくは承認をしなかったとき、又は承認をした後調査等により軽減に該当しないこととなったときは、その旨を別に定める様式による自動車税

認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならぬ。

（自動車税に係る納税済印の形式）

第67条の3 条例第104条第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号のとおりとする。

（自動車税に係る減額申請書等の様式等）

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第102条第2項	中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書
2 条例第103条第2項又は第103条の6第2項	自動車税課税免除承認申請書
3 条例第103条の2第2項	生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税の課税免除申請書
4 条例第103条の4第3項	身体障害者等に係る自動車税課税免除申請書
5 条例第103条の5第2項	身体障害者等の利用に係る自動車税課税免除申請書
6 条例第106条の2	所有権留保付自動車に係る自動車税の賦課徴収に関する報告書
7 条例第107条	自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

2 条例第102条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

3 第1項の表の1の項の中古商品自動車に係る自動車税の減額申請書には、条例第102条第2項に規定する書類のほか、営業所所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証明する書類を添付しなければならない。

種別割軽減承認（不承認）・取消通知書により当該申請者に通知しなければならない。

（種別割に係る納税済印の形式）

第67条の3 条例第107条の10第4項に規定する規則で定める納税済印は、様式第7号のとおりとする。

（種別割に係る減額申請書等の様式等）

第68条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
1 条例第107条の14	所有権留保付自動車に係る自動車税種別割の賦課徴収に関する報告書
2 条例第107条の15第2項	中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書
3 条例第107条の16第2項又は第107条の20第2項	自動車税種別割課税免除承認申請書
4 条例第107条の17第2項	生活交通路線を運行する一般乗合用バスに係る自動車税種別割の課税免除申請書
5 条例第107条の18第3項	身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書
6 条例第107条の19第2項	身体障害者等の利用に係る自動車税種別割課税免除申請書
7 条例第107条の22	自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

2 条例第107条の14第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動車に係る賦払金の完済の予定年月日

(2) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知をした日

3 条例第107条の15第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) [略]

4 第1項の表の2の項の中古商品自動車に係る自動車税種別割の減額申請書には、条例第107条の15第2項に規定する書類のほか、営業所所在地の市町村税の滞納処分を申請日前2年間受けたことがないことを証明する書類を添付しなければ

4 条例第103条の2第2項第4号に規定する規則で定める事項は、申請に係る免除を受けようとするバス車両の台数とする。

5 条例第103条の4第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

6 第54条の2第2項の規定は、第1項の表の4の項の身体障害者等に係る自動車税課税免除申請書に添付する書類について準用する。

7 条例第106条の2第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 自動車に係る賦払金の完済の予定年月日

(2) 自動車の所有権を当該自動車の買主へ移転する旨の通知をした日

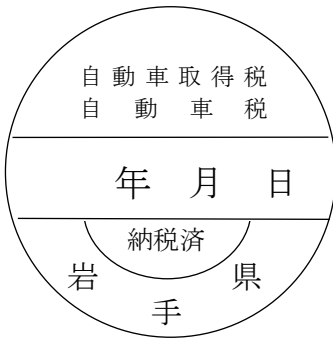
別表第3（第28条の2関係）

納税証紙印

自動車税	自動車取得税
[略]	[略]

[略]

様式第7号（第56条、第67条の3関係）



[略]

ならない。

5 条例第107条の17第2項第4号に規定する規則で定める事項は、申請に係る免除を受けようとするバス車両の台数とする。

6 条例第107条の18第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) [略]

7 第63条の7第2項の規定は、第1項の表の5の項の身体障害者等に係る自動車税種別割課税免除申請書に添付する書類について準用する。

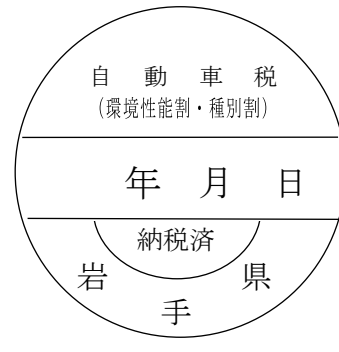
別表第3（第28条の2関係）

納税証紙印

自動車税（環境性能割・種別割）
[略]

[略]

様式第7号（第63条の9、第67条の3関係）



[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる第28条の6の規定による始動票札の売渡し（以下「始動票札の売渡し」という。）について適用し、施行日前に行われた始動票札の売渡しについては、なお従前の例による。
- 改正後の規則に定める別表及び様式並びに別に定める様式は、施行日以後に押印し、提出し、又は交付する納税証紙印等、申請書等又は通知書について適用し、施行日前に押印し、提出し、又は交付した納税証紙印等、申請書等又は通知書については、なお従前の例による。